

# じんざい特別号

～法改正情報～

Vol.1 平成22年4月7日発行

発行元：労働保険事務組合 福働会・福働会中部支部

電話 855-7910(本部) 933-7060(中部支部)

ホームページ [福働会](#) [検索](#)

協賛：社会保険労務士法人なか(855-2133)

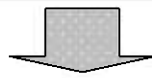


## 雇用保険制度が変わりました！

### 【法改正のポイント】

#### ■ 雇用保険に加入させなければならない要件の変更(平成22年4月1日施行)

- 【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること  
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



- 【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること  
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

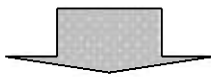
\*31日以上雇用が継続しない事が明確である場合を除き、この要件に該当することになります。

\*雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示が無ければ該当します。

#### ■ 雇用保険料率が変わります(平成22年4月1日施行)

##### ○平成21年度

	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000



##### ○平成22年度

	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

(ご注意：雇用保険料は平成22年4月度給与の控除分から変更になります。)

#### ■ 雇用保険の資格取得届出漏れの被保険者に対する特例

(施行日：平成22年4月1日から9カ月以内の日)

現在は資格取得手続き漏れがあった場合、最大で2年までしか遡り取得ができませんでしたが、雇用保険の取得漏れがあり、雇用保険料が給与から控除されていた場合は、2年以上遡っての取得が可能になります。

ありがとう



昨年度、当事務組合で各会員の皆様の雇用保険被保険者台帳の確認を行い、取得・喪失などの手続き漏れ等を未然に防ぐことができました。ご協力ありがとうございました。  
今後も手続き漏れがないよう入社・退社・氏名変更などがあった場合は、ご連絡頂きますよう引き続きご協力よろしくお願い致します。